

科学技術試験研究委託事業「数学・数理科学と諸科学・産業との協働による
イノベーション創出のための研究促進プログラム」謝金支給規程

運 営 委 員 会 決 定

平成25年 2月 9日

改正 平成25年 3月16日

(目的)

第1条 科学技術試験研究委託事業「数学・数理科学と諸科学・産業との協働によるイノベーション創出のための研究促進プログラム」(以下「本事業」という)において実施する研究集会等(以下「研究集会等」という)において、研究集会等の主催機関以外の者(以下「外部者」という。)に対し謝礼として支払う報酬(以下「謝金」という。)に関する基本的な事項を定め、業務の円滑な運営と謝金の適正な支出を図ることを目的とする。

2 外部者に対し支給する謝金に関しては、ほかに特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(支給基準)

第2条 本事業において謝金を支払うことができる場合を次の各号に定める。

- 一 外部者が、主催機関が実施する研究集会等で講師等として講演等をした場合
- 二 本事業運営委員会において特に必要と認めた場合

(謝金の額)

第3条 前条一号に規定する研究集会等の講演等の出席に対し支出する謝金の額は、文部科学省の単価表又は情報・システム研究機構謝金支給基準に定めた単価表を使うものとし、講演等の時間、内容等により主催機関が決定するものとする。

2 前条二号に規定する謝金の額は、業務等の区分により、文部科学省の単価表又は情報・システム研究機構謝金支給基準に定めた単価表を使うものとし、業務等の時間、内容等により主催機関が決定するものとする。

(謝金支出伺)

第4条 研究集会等の運営責任者もしくは事務担当者は、研究集会等において謝金の支出が必要であると認めた場合に、事前に情報・システム研究機構統計数理研究所(以下「統数研」という)へ謝金支出伺を提出し、承認を得るものとする。

(実施の確認)

第5条 研究集会等の運営責任者もしくは事務担当者は、謝金の支出を伴う研究集会等を実施した場合は、統数研へ実施確認書を提出するものとする。

(謝金の支給)

第6条 外部者への謝金は、前条の実施確認書の提出を受けて、情報・システム研究機構から支給するものとする。

附則

この規程は、平成25年 2月 9日から実施する。

附則

この規程は、平成25年 3月16日から実施する。